

## 化学物質審査小委員会の審議状況について

平成 15 年 2 月 13 日  
化学物質審査小委員会事務局

前回の環境保健部会への審議状況の報告（平成 14 年 3 月 6 日）以降における審議状況について、報告します。

## 1. 新規化学物質についての審議

(1) 小委員会の開催・審議状況は次のとおり。

	第 12 回 H.14. 4. 5	第 13 回 H.14. 5. 10	第 14 回 H.14. 6. 7	第 15 回 H.14. 7. 5	第 16 回 H.14. 8. 6
審議物質数 (うち再審議)	23 (2)	20 (1)	21 (1)	18 (1)	23 (3)

	第 17 回 H.14.10. 3	第 18 回 H.14.11. 8	第 19 回 H.14.12. 6	第 20 回 H.15. 1. 10	第 21 回 H.15. 1. 31
審議物質数 (うち再審議)	15 (0)	24 (1)	31 (0)	30 (0)	43 (5)

(なお、第 21 回は、平成 14 年度第 9 回薬事食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会及び化学物質審議会第 21 回審査部会と試験的に合同で開催された。)

(2) 審議により結論を得た 225 物質\* の判定内訳は、

「第一種特定化学物質」に該当：0 物質

「指定化学物質」に該当：61 物質

又は のいずれの要件にも該当しない：164 物質

なお、生態影響等に関し、環境への影響に留意すべき等の附帯意見：32 物質

( に該当するもののうち 24 物質、 に該当するもののうち 8 物質 )

## 2. 既存化学物質についての審議

(1) 20 物質について審議（うち再審議 1 物質）

(第 12 回：9 物質、第 13 回：4 物質（うち再審議 1 物質）、第 15 回：5 物質、第 16 回：2 物質)

(2) 審議により結論を得た 11 物質\* の判定内訳は、

「第一種特定化学物質」に該当：0 物質

「指定化学物質」に該当：11 物質

又は のいずれの要件にも該当しない：0 物質

なお、生態影響等に関し、環境への影響に留意すべき等の附帯意見：5 物質

\* 3 省の審議会において判定が一致した物質数を示す。

## 3. その他

マイレックス及びトキサフェンの第一種特定化学物質への指定、T B T O (ビス(トリブチルスズ) = オキシド) を使用している場合に輸入が禁止される製品の追加、試験方法の改正等について審議した。

## (参考)

第一種特定化学物質：難分解性、高蓄積性、人への長期毒性あり。製造・輸入・使用の事実上禁止 ( P C B、D D T 等 )。

指定化学物質：難分解性、人への長期毒性の疑い。製造・輸入量届出義務等 ( クロロホルム、ジクロロメタン等 )。

平成 15 年 1 月末の規制対象物質数

第一種特定化学物質 13 物質

第二種特定化学物質 23 物質

指定化学物質 676 物質